

# 平成30年度税制改正大綱

- ・ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る  
特例措置の拡充・延長
- ・ バリアフリー車両に係る特例措置の延長
- ・ 自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長  
などが決定

平成29年度大綱を踏まえ、  
平成31年度税制改正での総合的な検討は既定路線

**自** 民、公明両党は2017年12月14日、「平成30年度税制改正大綱」を決定した。今大綱には「車体課税」の記載はないものの、「平成31年度税制改正までに」と明記の上、「保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」こととされた平成29年度大綱を踏まえ、平成31年度税制改正において総合的な検討が行われるのは既定路線となっている。このため、当会議所など自動車関係団体では平成30年を「勝負の年」と位置づけ、車体課税の抜本見直しの実現に向けて2年越しの活動を展開していくことにしている。

自動車関係では、先進安全技術を搭載したトラック・バスの特例措置について、適用対象となる装置に車線逸脱警報装置を新たに追加したうえで、自動車重量税は3年間延長、自動車取得税は1年間延長される。バリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）の特例措置についても3年間延長されることとなった。また、中古自動車の流通の活性化を図るため、自動車取得税の免税点に係る特例措置（取得価額が50万円以下の自動車の取得に係る自動車取得税を免税）が、取得税廃止までの1年6カ月延長される。このほか、自動車整備事業者等が取得する廃油処理装置などに係る課税標準の特例措置について、所要の見直しを行ったうえで、2年間延長される。

◇ 「平成30年度税制改正大綱」の自動車関係分野の

具体的内容は次のとおり。

## 【資産課税】

### ◎租税特別措置等

（地方税）

〔廃止・縮減等〕

〈固定資産税・都市計画税〉

(3) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設について、パーク処理装置を適用対象から除外した上、課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1（現行：3分の1）

ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行：3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）

## 【消費課税】

### ◎租税特別措置等

（国 税）

〔延長・拡充等〕

(4) バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

## 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長

(自動車重量税・取得税)

先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、適用対象となる装置の拡充(車線逸脱警報装置を追加)を行った上で、自動車重量税の特例措置を3年間延長する。(自動車取得税の特例措置は1年間拡充。)

対象車両	車両総重量	対象装置			自動車重量税 -国税- 初回のみ	自動車取得税 -地方税- (取得価額からの控除額)
		①衝突被害 軽減 ブレーキ	②車両安定性 制御装置	③車線逸脱 警報装置		
トラック	3.5トン超22トン以下			拡充	50%軽減	350万円控除 (平成29年度税制改正において措置済)
バス	全重量			1装置 装着		
		複数装置装着	②	25%軽減		
					最大75%軽減	最大525万円控除

【備考1】車両総重量12トン超のバスに係る特例措置の対象装置は、車線逸脱警報装置に限る。  
【備考2】車両総重量5トン以下のバスに係る特例措置の対象装置は、車両安定性制御装置を除く。

出典：国土交通省

(5) 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長する。

(6) 車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- ① 車両総重量が12t以下のバス等(専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの(立席を有するものを除く。))をいう。  
①及び③から⑤までにおいて同じ。)及び車両総重量が3.5tを超え20t以下のトラック(トラクタ及びトレーラーを除く。①から⑤までにおいて同じ。)のうち、車両安定性制御装置(横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②、③及び⑤において同じ。)、衝突被害軽減制動制御装置(衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。①から③まで及び⑤において同じ。))又は車線逸脱警報装置(車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置をいう。①、④及び⑤において同じ。)のうちいずれか2以上の装置(車両総重量が5t以下のバス等にあつては衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置)を装備したものについて、平成30年5月1日から平成31年10月31日(車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあつては平成30年10月31日)までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を75%軽減する。
- ② 車両総重量が20tを超え22t以下のトラ

ックのうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を装備したものについて、平成30年5月1日から平成30年10月31日までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を50%軽減する。

- ③ 車両総重量が12t以下のバス等及び車両総重量が3.5tを超え20t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれか一方の装置(車両総重量が5t以下のバス等にあつては衝突被害軽減制動制御装置)を装備したもの(①に該当するものを除く。)について、平成30年5月1日から平成31年10月31日(車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあつては平成30年10月31日)までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を50%軽減する。
- ④ バス等及び車両総重量が3.5tを超え22t以下のトラックのうち、車線逸脱警報装置を装備したもの(①又は②に該当するものを除く。)について、平成30年5月1日から平成31年10月31日(車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあつては平成30年10月31日、車両総重量が20tを超え22t以下のトラックにあつては平成32年10月31日)までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を25%軽減する。
- ⑤ 車両総重量が12t以下のバス等及び車両総重量が3.5tを超え20t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御

**バリアフリー車両に係る特例措置の延長 (自動車重量税)**

出典：国土交通省

バリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置について、平成33年3月31日まで延長する。

**特例措置の内容**

①ノンステップバス	初回分を免税
②リフト付きバス	
③ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)	

装置及び車線逸脱警報装置（車両総重量が5t以下のバス等にあつては衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置）を装備したもののについて、平成31年11月1日（車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあつては平成30年11月1日）から平成33年4月30日までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を50%軽減する。

(地方税)

[延長・拡充等]

〈自動車取得税〉

(1) 次に掲げる自動車で車線逸脱警報装置（車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置をいう。(2)において同じ。)を装備したものに係る自動車取得税について、当該自動車（新車に限る。）の取得が平成30年4月1日から平成31年3月31日（車両総重量が8tを超え20t以下のトラック（トラクタ及びトレーラーを除く。②及び(2)において同じ。）にあつては、平成30年10月31日）までの間に行われたときに限り、その取得価額から175万円を控除する。

① 車両総重量が12t以下のバス等（専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）をいう。(2)において同じ。)

② 車両総重量が3.5tを超え22t以下のトラック

(2) 車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行う。

① 次に掲げる自動車で車両安定性制御装置（横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図

るための装置をいう。②において同じ。）、衝突被害軽減制動制御装置（衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②において同じ。）及び車線逸脱警報装置を装備したものに係る自動車取得税について、当該自動車（新車に限る。）の取得が平成30年4月1日から平成31年3月31日（車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）までの間に行われたときに限り、その取得価額から525万円を控除する。

イ 車両総重量が5tを超え12t以下のバス等

ロ 車両総重量が3.5tを超え20t以下のトラック

② 次に掲げる自動車で車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を装備したものに係る自動車取得税について、当該自動車（新車に限る。）の取得がイに掲げるトラックにあつては平成30年11月1日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、ロに掲げるトラックにあつては平成30年4月1日から平成30年10月31日までの間に行われたときに限り、その取得価額から350万円を控除する。

イ 車両総重量が8tを超え20t以下のトラック

ロ 車両総重量が20tを超え22t以下のトラック

(注) 車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を装備した上記(2)①並びに②ロに掲げる自動車については、引き続き現行の措置を適用する。

(3) 自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限を1年6月延長する。